

**山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員会・
児童虐待防止対策研修事業に関する企画提案審査委員会設置要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県付属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例3号）及び山梨県付属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）に定めるもののほか、山梨県児童虐待防止対策研修事業を実施する事業者（以下「委託事業者」という。）を選定するにあたり、事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、「児童虐待防止対策研修事業に関する企画提案審査委員会」（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 委託事業者の選考基準に関すること。
- (2) 委託事業者が提出する申込書及び企画提案書等の内容の評価及び決定に関すること。
- (3) その他知事が必要と認める事項に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、次の職にある者からなる委員により構成する。

- (1) 子育て支援局次長
- (2) 子育て支援局子育て政策課長
- (3) 子育て支援局子ども福祉課長
- (4) 中央児童相談所長
- (5) 都留児童相談所長
- (6) 児童虐待防止対策に関する有識者

2 委員の任期は、委託事業者が特定されるまでの間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、子育て支援局次長の職にある者が務める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、企画提案を行った事業者又は関係部局の職員など委員以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 委員長は、諸般の事情により委員の招集が困難と判断した場合、書面等により審議及び審査を行う。

(責務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、山梨県子育て支援局子ども福祉課児童養護・発達障害担当に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月5日から施行する。